

西宮市立こども未来センター清涼飲料水等自動販売機設置仕様書

本仕様書は西宮市立こども未来センターの敷地内に清涼飲料水等自動販売機（以下、「自動販売機」）を設置するために定める。

1. 設置場所及び数量

西宮市高畠町2番77号 西宮市立こども未来センター1階（屋内） 1台

2. 設置期間

令和7年4月から令和12年3月31日までの5年間

ただし、設置は令和7年4月中に実施するものとする。

3. 設置要件

(1) 自動販売機本体

- ①省エネタイプのノンフロン対応機種で、指定した時間で自動点灯・自動消灯する等のオートタイマーを有すること。
- ②サイズは幅80から120cm、奥行65から75cm、高さ180から190cmとする。
- ③販売価格は標準価格を上回らないこと。
- ④令和6年7月3日付の新千円紙幣及び、令和3年11月1日付の新500円貨幣が使用できること。
- ⑤キャッシュレス決済として、スマートフォン決済と非接触型ICカードの対応ができる。非接触型ICカードは、交通系及び流通系の電子マネーの使用が可能とすること。
- ⑥販売する清涼飲料水等の種類については、こども未来センターと協議し決定する。

(2) 空き容器分別回収ボックス

自動販売機の設置場所の設置場所に1個以上の空き容器分別回収ボックス（ペットボトルキャップ用も別途設置すること。）を設置し、設置事業者の責任において適切に管理し、回収・処分すること。なお、回収ボックスに投入された容器は全て回収・処分すること。

(3) 電源の確保

自動販売機が使用する電源は当該施設のものを利用すること。

これにあたり電気設備等工事が必要な場合は、工事内容を市と協議のうえ設置事業者の負担により実施すること。

(4) 個別（参考）メーターの設置

自動販売機に電気使用量の個別（参考）メーターを設置事業者の負担によって設置すること。

4. 費用の負担

設置事業者は以下の（1）から（4）までの費用を負担すること。

市の請求に基づき、その指定する納付書により期日までに納付すること

(1) 貸付料

西宮市公有財産規則第31条第1項第2号により、年度ごとに算定した貸付料を本市の請求

に基づき、その指定する納付書により期日までに全額を前納すること。(募集要項P 7別表参照)。

なお、使用を開始する日が月の初日でない場合、または使用を終了する日が末日でない場合における当該月の使用料は日割計算とする。

※全額前納のため、保証人は不要。

(2) 電気料金

各自動販売機にかかる個別(参考)メーターから以下の算式により求められた額(10円未満の端数は切上げ)とする。納付は四半期ごとの最終月の翌月の市が指定する納期までに市指定の納付書にて納期する。

なお、個別(参考)メーターについては、毎月末に市が確認する。

$$\text{自動販売機にかかる電気料金} = \frac{\text{個別(参考)メーターが直結する親メーターの月額電気料金} \times \text{個別(参考)メーターの表示する月間消費電力量}}{\text{親メーターの表示する月間消費電力量}}$$

(3) 売上納付金

自動販売機の売上金額に、設置事業者が入札した納付率を乗じた額(10円未満の端数は切上げ)とする。売上状況を毎月ごとに取りまとめ売上報告書を提出し、四半期ごとに市が指定する納期までに市指定の納付書にて納付すること。

(4) 設置及び維持管理経費

- ①自動販売機の設置、維持管理及び補修にかかる一切の経費。
- ②施設の改修等で移設又は一時撤去に要する費用
- ③設置期間終了後又は期間途中で契約解除となった場合の原状復旧にかかる経費。

5. 維持管理責任

(1) 会社名・管理者名の表示

設置する自動販売機には販売・管理するものの会社名又は管理者名及びその連絡先を必ず明記すること。

(2) 衛生管理

自動販売機の清掃を実施するとともに、衛生管理及び感染症対策については関係法令を遵守し徹底を図ること。

(3) 安全設置

自動販売機を設置するにあたっては、据付け面を十分に確認したうえで安全設置し、JIS規格「自動販売機の据付基準」及び一般社団法人日本自動販売システム機械工業会の定める「自動販売機据付基準」に基づくこと。

(4) 自動販売機の維持管理

商品管理、売上金回収・つり銭補充等の金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売切れがないように努めること。

(5) 防犯対策

自動販売機窃盗防止のため、防犯対策等を実施し犯罪の防止に努めること。

(6) 苦情対応

自動販売機に関する苦情に対応すること。

6. 原状復旧

設置業者は、設置期間が満了または別途契約する行政財産貸付契約が取り消された場合は、速やかに自己の責任において原状に回復し、市に返還すること。

ただし、市が必要ないと認めた場合は、この限りではない。

7. 問合せ先

西宮市高畠町2番77号

西宮市立こども未来センター 発達支援課 総務・企画チーム 松崎

電話：0798-65-1936

メール：vo_wakaba@nishi.or.jp